7 (a) ウガンダ共和国政府は、次のものを免除する。
　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してウガンダ共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税
(b) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してウガンダ共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税
(c) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してウガンダ共和国において課されるすべての関税及び関連の財政課徴金
(d) 計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のための供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してウガンダ共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

8 ウガンダ共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。
(a) 借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。
(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びウガンダ共和国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。
(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9 ウガンダ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。
(a) 計画の実施の進捗（ちょく）状況についての情報及び資料
(b) 計画に関連するその他の情報

10 両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をウガンダ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
二千十年十一月一日にカンパラで
ウガンダ共和国駐在
日本国特命全権大使　加藤圭一
ウガンダ共和国
財務・計画・経済開発大臣
サイダ・ブンバ閣下

（ウガンダ側書簡）
（訳文）
書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。
（日本側書簡）
本大臣は、更に、前記の了解をウガンダ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
二千十年十一月一日にカンパラで
ウガンダ共和国
財務・計画・経済開発大臣
サイダ・ブンバ
ウガンダ共和国駐在
日本国特命全権大使　加藤圭一閣下

○外務省告示第四百八十二号

平成二十二年三月十七日にキトで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエクアドル共和国政府との間に行われた。
この交換公文は、平成二十二年六月九日に効力を生じた。
1 援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2 贈与額　八億六千万円
3 贈与の供与期限　平成二十二年十月三十一日まで
4 署名者
日　本　側　今井治在エクアドル大使
エクアドル側　リカルド・パティーニョ・アロカ外務・貿易・統合大臣

平成二十二年十一月十六日
外務大臣　前原　誠司

○農林水産省告示第千八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年十一月十六日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一 (一) 保安林の所在場所　愛媛県宇和島市津島町御内一五〇三
(二) 指定の目的　水源のかん養
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
津島町御内一五〇三（次の図に示す部分に限る。）
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二 (一) 保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町露峰乙一三四五の一、乙一三四六の七、北宇和郡松野町大字目黒一七〇二、一七〇三
(二) 指定の目的　土砂の流出の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
露峰乙一三四五の一・乙一三四六の七・大字目黒一七〇二・一七〇三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三 (一) 保安林の所在場所　愛媛県伊予市上唐川字陰浦乙三一二の一、乙三一二の三、乙三一二の五、乙三一五の一、乙三一五の二、乙三一六
(二) 指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年十一月十六日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一 (一) 保安林の所在場所　愛媛県東温市河之内字新出甲三四九〇、甲三四九二、甲三四九四、甲三五〇三、字坪ノ内甲三五〇五
(二) 指定の目的　水源のかん養
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字新出甲三四九〇・甲三四九二・甲三四九四・字坪ノ内甲三五〇五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二 (一) 保安林の所在場所　愛媛県東温市上林字長林寺乙三〇〇、乙三〇四、伊予市平岡字ハノラ谷二九三の一、二九三の二、三一二の一、双海町上灘字デイノウ子丙一五七の二、丙一七四、丙一八一、北宇和郡松野町大字目黒二三九七から二四〇五まで、二四一九から二四三一まで、二四三三から二四三五まで
(二) 指定の目的　土砂の流出の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長林寺乙三〇〇・乙三〇四・字ハノラ谷二九三の一・二九三の二・三一二の一・字デイノウ子丙一五七の二・丙一八一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、丙一七四、大字目黒二四二〇から二四二二まで・二四三五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）